指定管理者の指定について

ものとする。 る条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第三条の二第三項の規定により、 号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県公の施設の設置及び管理に関す 岐阜県東海自然歩道関ケ原ビジターセンターに係る地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 次のとおり指定する

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定管理者となる団体 不破郡関ケ原町大字関ケ原八九四番地の五八

関ケ原町

_ 指 定 0) 期 間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで